

苫小牧市優良工事業者公表要領

(目的)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事を優秀な成績で施工した建設業者を、優良工事業者として公表するために必要な事項を定め、その技術及び意欲の向上を図り、もって本市における公共工事の適正な施工及び品質の向上に資することを目的とする。

(対象工事)

第2条 公表の対象となる工事は、苫小牧市請負工事成績評定要領（以下「評定要領」という。）第2条により評定を行う請負工事とする。

(公表の基準)

第3条 優良工事業者は、次のいずれにも該当する建設業者とする。

- (1) 評定要領による合計評定点が80点以上であること
- (2) 苫小牧市競争入札参加資格者指名停止等措置要領（以下「指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止等を公表日前1年間受けていないこと
- (3) 合計評定点が65点未満の工事を施工していないこと

(公表の方法)

第4条 公表は、苫小牧市ホームページに掲載して、行うものとする。

2 公表する内容は、建設業者名、工事名及び請負金額とする。

(公表の期間)

第5条 公表の期間は、公表した日から1年間とする。

(公表の取り消し)

第6条 第3条に該当する業者が、既に公表されている場合において次のいずれかに該当したときは、直ちに公表を取り消す。

- (1) 指名停止等措置要領による指名停止等をうけたとき
- (2) 公表期間中に施工した工事について、評定要領による評定区分が65点未満の評価を受けたとき

(庶務)

第7条 この要領に関する事務は、財政部契約課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年11月1日から施行する。